

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として (1) 道徳教育等の充実、(2) 早期発見のための措置、(3) 相談体制の整備、(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として (5) いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、(6) 調査研究の推進、(7) 啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として (1) いじめの事実確認、(2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、(3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等の他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

重大事態とは…

[文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」\(H25.10.11 H29.3.14改訂\)](#)

[文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」\(H29.3.14\)](#) より

- 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企画した場合(自殺未遂、自死行為、「死にたい」と発言やメモ…)
 - ・身体に重大な障害を負った場合(脳震盪、骨折、打撲傷、やけど…)
 - ・金品等に重大な被害を被った場合(多額の金銭や所持品を脅し取られる等…)
- 2 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・不登校の定義を踏まえて、年30日を目安とするが、明確な理由がなく、連続で1週間欠席しているような場合でも、学校の判断で重大事態とする。
- 3 被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合
 - ・人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。
 - ・申立てがあった時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。